【別紙２】

前回（第９回）会議　主な意見と対応の考え方について

（開催後いただいた「ご意見票」等による意見を含む）

第９回会議で出された意見	対応の考え方
児童数・学級数の推移課題について	
推計表の令和８年度の各小学校の児童数は、その学校の通学区域に居住している次の新１年生がそれだけいるということか。	第９回会議（令和８年３月９日開催）でお示ししているのは、令和７年５月１日時点で通学区域内に在住する５歳児のうち、過去の増減率を加味するとこれだけの人数が令和８年４月に入学すると考えられる、という推計値です。 そのため、この会議の約１か月後に実際に入学した新１年生の人数は、表の推計値とは異なっています。
再編整備計画に関すること（学校名、校章、校歌、標準服等）について	
標準服としてセーターがなかった場合であっても、色の問題で統合後に買い替えの必要が生じたら公費負担の対象となるのか。	統合に伴って保護者に標準服の買い替えの負担が生じないようにするというのが公費負担の考え方なので、標準服上着の中に着るセーターや、上着の上に着るオーバーコートといった、学校指定の標準服ではない防寒着の買い替えは、公費負担の対象にはなりません。
標準服でセーターがある小学校では、どのくらいの割合で保護者は学校指定のセーターを購入しているのか。	標準服でセーターを設定している小学校では、同等の市販品でも着用可能としていることから、どれくらいの割合の児童・保護者が標準服のセーターを購入しているのかは調査・把握していません。
標準服であっても保護者は制服のようなイメージを持っており、統合の際に自由度を高くするのか決まりを作っていくのか明確にすべきだと思う。	いただいたご意見を参考に、統合後の木川小学校における標準服の運用面について、学校長と区役所で検討を進めます。
統合を機に時代にそぐわないルールは見直して、保護者が理由や根拠をきちんと納得できるルールとするべきだと思う。	

統合を機に学校指定のセーターを作成し公費で負担できるようにして、運用面で市販品も着用可能としてはどうか。	いただいたご意見を参考に、統合後の木川小学校における標準服の運用面について、学校長と区役所で検討を進めます。
セーターやカーディガンなど、標準服の品目を増やしてしまうと、統合時は公費で負担されたとしても、その後の新入学時や買い替えの際の保護者負担が大きくなることを危惧している。	
長ズボンを標準服として導入するのであれば、冬に冷たく感じないような素材を検討してほしい。	
標準服を採用している小学校のうち、長ズボンやタイツを着用する際に連絡帳での連絡が必要な小学校では、保護者はその都度毎回連絡帳に記入して担任に提出しているのか。保護者としては非常に煩わしいと感じる。	